

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

- 子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川 -

基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の基盤となる「基本的な考え方」を示しています。

寒川町では、この基本理念を『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、従来の方策にもみられた子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

第2節 基本的視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次代を担うのは今の子どもたちであることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

(2) 次世代育成の視点

次代を担うのは子どもであるという認識の下に、中・長期的な視点に立って、子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に少子化問題は、その時々国民意識や社会背景・経済情勢によって大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものでありますが、次代を担う子どもの育成は、まさに“人づくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないところから長期的な視点に立った取り組みを進めていきます。

(3) 地域の視点

子どもの成長過程では様々な局面で不安があります。例えば発育の不安や、病気になったとき、相談できる体制や救急時の受け入れ体制が整っていれば、親は安心して子育てができます。また、事故や犯罪に巻き込まれないかという心配に対しては、地域全体で地域の子どもの安全を守る体制ができていれば、その地域で安心して生活ができます。

本計画では、子どもが健やかに成長できるように、まちづくりや生活環境の面で地域の視点に立った取り組みを進めていきます。

第3節 基本目標

本計画の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや子育て家庭に関する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。

2. 母子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際に、まず重要なことは、母親と子どもが心身ともに健康であることです。そこで母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を増やし、母親の不安解消を図ります。

また、食を通じて豊かな人間性や家族のきずなが形成され、心身の健全育成につながるという意味での「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

さらに、思春期における人工妊娠中絶や性感染症罹患等の問題に対応するため、教育現場での性教育の充実や家庭教育の必要性に関する啓発を進めます。

3. 教育環境の整備

学校において、子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力までを含めた確かな学力の向上を推進するとともに、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツを楽しむ等、身体の育成を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を、地域で見守り、応援していくという観点から、幼児・児童がのびのびと活動できる場・機会や中・高校生や高齢者とふれあえる機会を拡充します。

4 . 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心まちづくりの方向性を確認・共有することにより、防犯体制の強化を目指します。併せて、子どもを交通事故から守るため、安全な道路交通環境を確保するとともに交通マナーの遵守やチャイルドシート着用の必要性に関する啓発を進めます。

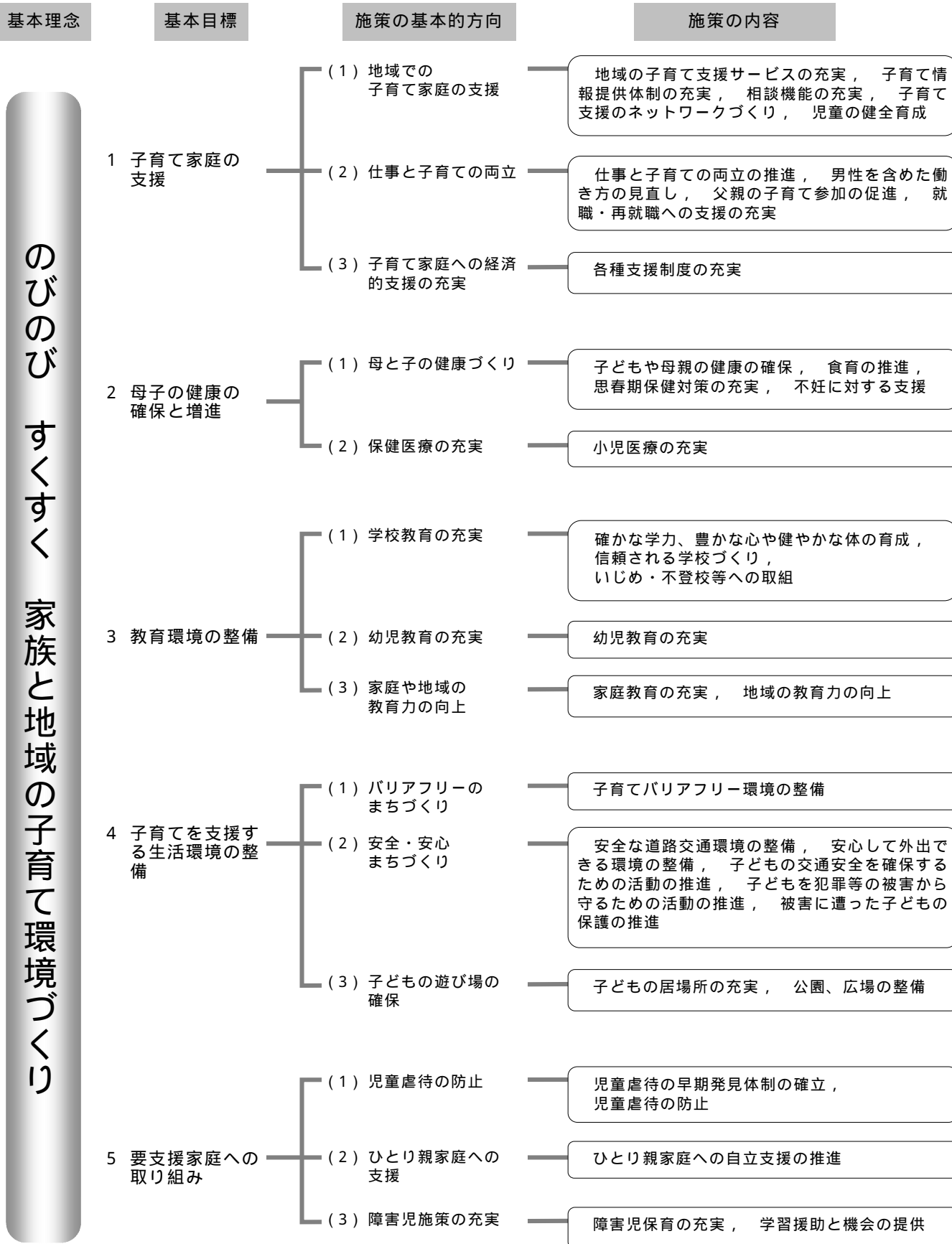
5 . 要支援家庭への取り組み

近年、増加傾向にある児童虐待については発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどのサポートをするとともに、母親が育児上の不安や悩みなどを抱え込まずに相談することを促し、個別の問題にもきめ細かく対応していくことにより、児童虐待の防止を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的負担がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用などにも配慮してまいります。

さらに障害児については、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもへの機能訓練や在宅福祉サービスの充実を図ります。

第4節 施策の体系



第5節 目標事業量

取り組みの具体的な推進を図るため、以下の事業について、5年後の目標値を設定しました。

子育て支援サービス	平成21年度 実施事業量	
	通常保育事業	定員
延長保育事業	設置	3か所
	定員	540人
休日保育事業	設置	1か所
	定員	30人
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	設置	5か所
	定員	150人
ファミリーサポートセンター事業	設置	1か所
地域子育て支援センター事業	設置	1か所
つどいの広場事業	設置	1か所